

徳島県情報公開審査会答申第226号

第1 審査会の結論

徳島県知事が行った公文書部分公開決定において非公開とした部分のうち「神社明細書の予備欄に記載されている情報」を公開すべきであり、その他の部分を非公開とした判断は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

審査請求人は、平成29年2月24日、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「阿南市〇〇の〇〇から提出された規則認証の書類及び変更書類」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年3月1日、本件請求に係る公文書について、「宗教法人規則認証申請書」と特定した上で、別表の左欄に掲げる文書から構成されている公文書（以下「本件公文書」という。）について、条例第8条第1号及び第2号に規定する情報に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成29年3月15日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、平成29年5月18日、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

県は、神社を管理する立場でありながら、本来、国の機関で見れるものであり、開示すべき書類であり、一例として、神社本庁の印影及び、神殿・明細・由緒は国有財産であり、また、総代の氏名・専任役員の氏名等を黒塗りしているのはおかしい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

(1) 公文書の特定について

実施機関は、本件請求に該当する公文書として、本件公文書を特定した。

(2) 本件処分を行った理由について

ア 宗教法人から提出された書類の取扱いについて

宗教法人を設立しようとする場合には、手続に必要な書類を添えて所轄庁へ申請し、認証を受けなければならない（宗教法人法（昭和26年法律第126号。以下「法」という。）第12条及び第13条）。

実施機関は、宗教法人から提出された書類を通じて、当該宗教法人の情報を把握し、手続終了後は、行政文書として管理する。

イ 条例第8条第1号の該当性について

(ア) 申請者の印影について

申請者の印影は、使用者が住所地の市町村長にあらかじめ届出を行い、当該市町村長が登録した印鑑（以下「実印」という。）であるか、あるいはいわゆる認め印であるかは判断できない。

実印については、市町村の規定に基づき、その印鑑証明の交付を請求できる者は、通常本人又は代理人に限定されていることから、本来、誰でも容易に入手できるものではない。

認め印については、実印のように法令等の規定による押印等の義務はないが、日常生活上、金銭物品の受領、各種契約等に利用されており、印影の扱いには注意を要する。

以上のことから、個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号に該当すると判断した。

(イ) 総代の氏名及び印影並びに責任役員の住所、氏名及び印影について

これらの情報は、法令等の規定により、又は慣行として公にされているとは認められず、特定の個人が識別される情報であるため、本号に該当すると判断した。

ウ 条例第8条第2号の該当性について

(ア) 代表役員、宮司の印影について

宗教法人の代表役員、宮司としての印影は、宗教法人の設立登記に当たって、商業登記法の規定に基づき所轄の法務局に提出され、その印影は契約の締結等法人としての真正を証するものであるから、当該印影は当該法人に関する情報に該当する。

また、商業登記法の規定に基づき、その印鑑証明の交付を請求できる者は限定されていることから、本来、誰でも容易に入手できる情報ではない。

すなわち、当該印影は、宗教法人が事業活動を行う上での内部情報として管理しているものであるとともに、これを誰に対して明らかにするかは、法人自

らが選択すべきものであり，その同意なくして広く公開することにより，法人に不利益を与えるおそれがあることから，本号に該当すると判断した。

(イ) 境内地の坪数，建物の棟数，祭儀及び行事，氏子及び崇拝者数，由緒，予備欄明細について

a 境内地の坪数，建物の棟数について

宗教法人が所有し，その礼拝の用に供する建物及びその敷地については，その不動産が当該宗教法人において礼拝の用に供する建物及びその敷地である旨の登記をすることができる（法第66条）とされており，必ずしも公にすることが予定されているものではないため，本号に該当すると判断した。

b 祭儀及び行事，氏子及び崇拝者数，由緒，予備欄明細について

これらの情報は，宗教法人に関する情報であって，いつ，どのような方法で，どの程度公開するかが当該宗教法人の宗教活動及び自律的な運営において重大な意義を有する情報である。また，これらの情報は，法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されているものではない。

(ウ) 神社本庁統理の印影について

神社本庁統理の印影については，法令等の規定により，又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されているものではない。

(エ) 社殿，境内地について

社殿，境内地については，公知事項以外の記載内容があり，その内容を公開すると当該法人の権利を害するおそれがある。

(3) 審査請求人の主張に対する説明

ア 宗教法人について

宗教法人は，所轄庁により規則の認証を受けた宗教団体であり（法第12条），宗教団体は，宗教の教義を広め，儀式行事を行い，及び信者を教化育成することを主たる目的とする「礼拝の施設を備える神社」等の団体及びこれらの団体を包括する「教派」等の団体をいう（法第2条）。

イ 神社本庁について

神社本庁は，〇〇を包括する宗教法人である。

ウ 所轄庁について

神社本庁の所轄庁は，文部科学省であり，〇〇の所轄庁は，徳島県である。

宗教法人の活動については，憲法第20条に政教分離の規定があり，所轄庁が宗教法人を管理する権限はない。

(4) 以上により，条例第8条第1号及び第2号に該当する情報については非公開とし，その他の情報は公開した。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成 29 年 5 月 18 日	諮問
令和 4 年 4 月 18 日	審議（第 192 回審査会）
同 年 5 月 23 日	審議（第 193 回審査会）
同 年 7 月 7 日	審議（第 195 回審査会）

第 6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書として、宗教法人〇〇の設立に当たり、法の規定による認証を受けるため、所轄庁となる実施機関に提出された別表の左欄に掲げる認証申請書及び添付書類を特定した。

実施機関は、本件処分において、本件公文書のうち条例第 8 条第 1 号及び第 2 号に規定する情報に該当する部分（以下「本件非公開部分」という。）を非公開とした。

これに対して、審査請求人は、本件非公開部分の公開を求めていることから、以下、当審査会では、本件非公開部分の非公開情報該当性について検討する。

2 本件非公開部分の非公開情報該当性について

(1) 条例第 8 条第 1 号の該当性について

条例第 8 条第 1 号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を個人の権利利益を保護する観点から、非公開情報として定めたものである。

「個人に関する情報」とは、個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関する情報全般を意味する。この条例では、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人が識別できる情報は原則として非公開とするものである。

実施機関の主張する条例第 8 条第 1 号に規定する非公開該当情報及び該当理由は次のとおりである。

- ① 申請者の印影については、個人の権利利益を害するおそれがあるため。
- ② 総代の氏名及び印影並びに責任役員の住所、氏名及び印影については、法

令等の規定により、又は慣行として公にされているとは認められず、特定の個人が識別される情報であるため。

実施機関が非公開とした情報は、条例第8条第1号に規定する個人に関する情報であり、氏名及び住所については、特定の個人を識別することができる情報に該当し、印影については、当該情報単独では必ずしも特定の個人を識別することはできないが、他の情報が組み合わせられることにより特定個人が識別され得る情報に該当する。

よって、②の情報は、条例第8条第1号に該当すると認められる。

なお、申請者の印影については、実施機関は個人の権利利益を害するおそれがあると主張しているが、当該認証申請の申請者が2つの宗教法人の代表者であると認められることから、非公開情報該当性については、第8条第1号ではなく、同条第2号が妥当である。妥当性については(2)にて検討する。

(2) 条例第8条第2号の該当性について

条例第8条第2号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。」を営業の自由や事業者の評価の保護等の観点から、非公開情報として定めたものである。

本号において、「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由など法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」には、社会的信用等のほか、事業運営上のノウハウや内部管理に属する事項など、その取扱いについて社会通念上当該法人等の自由が尊重されるものを広く含むものである。

「正当な利益を害するおそれがあるもの」の判断に当たっては、それぞれの事業の性格、規模、事業内容等に留意しながら、当該情報を公開した場合に生じる影響を個別的、客観的に検討し、慎重に判断することとされている。

実施機関の主張する条例第8条第2号に規定する非公開該当情報及び該当理由は次のとおりである。

- ① 代表役員及び宮司の印影については、法人が事業活動を行うための内部情報であるため、公開することにより法人に不利益を与えるおそれがある。
- ② 境内地の坪数、建物の棟数、神社本庁統理の印影、社殿及び境内地については、法令の規定により公にされ、又は公にすることが予定されているものではないため、公開することにより法人に不利益を与えるおそれがある。
- ③ 祭儀及び行事、氏子及び崇拝者数、由緒並びに予備欄については、宗教法人に関する情報であって、いつ、どのような方法で、どの程度公開するかが当該法人の宗教活動及び自律的運営において重大な意義を有する情報であって、法令の規定若しくは慣行により公にされ、又は公にすることが予定されているものではないため、公開することにより法人に不利益を与えるおそれがある。

当審査会において本件公文書を見分したところ、本件公文書には、個人に関する

る情報のほか、特定宗教法人の宗教活動に関連する公となっていない法人の内部情報の記載が認められる。

平成16年2月19日付け15庁文第340号文化庁次長通知（以下「文化庁通知」という。）において、法に係る都道府県の法定受託事務の処理に当たりよるべき基準が示されている。文化庁通知第2の2において「情報公開条例等に基づき法第25条第4項の規定により宗教法人から提出された書類（以下「宗教法人提出書類」という。）の開示請求があった場合の取扱いについては、当該書類が宗教法人の内部情報であり、法第25条第3項に規定する閲覧請求権者が、閲覧することについて正当な利益があり、かつ、不当な目的をもたない信者その他の利害関係人に限定されている趣旨及び法第25条第5項の規定を踏まえると、当該情報の開示により当該宗教法人及びその関係者の信教の自由が害されるおそれがあることから、登記事項等の公知の事項を除き、原則として不開示の取扱とすること」とされている。

本件公文書は、法第25条第2項第1号に規定されている書類であり、宗教法人提出書類と重複する内容も見受けられる。このことを踏まえると、本件公文書についても、宗教法人提出書類と重複する内容については、同様に慎重な取扱が求められるので、文化庁通知の対象とする文書ではないとしても、通知の趣旨を考慮する余地はあると解される。

さらに、公文書公開制度は何人にも等しく公開請求権を認め、請求の理由や利用目的等の個別的事実とは問わない制度である。しかし、法第25条第3項により本件公文書の閲覧者が制限されていることと文化庁通知の趣旨を踏まえると、特定宗教法人の公になっていない情報を公開することにより当該宗教法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする実施機関の説明は否定し難いことから、実施機関の決定は妥当性を欠くとは認められない。

よって、①から③に掲げる情報（神社明細書の予備欄記載事項を除く。）は条例第8条第2号に該当すると認められる。

なお、(1)において言及した申請者の印影についても、法人が事業活動を行う内部情報であるため、非公開とした実施機関の決定は妥当性を欠くとは認められない。

ただし、神社明細書の予備欄の非公開部分については、本件公文書の他の箇所でも公開されている情報であり、公開することにより特定宗教法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報とも認められない。

3 本件処分の妥当性について

以上のことから、本件公文書のうち条例8条第1号及び第2号に該当するとし、個人に関する情報及び法人の内部情報に関わる情報（神社明細書の予備欄記載事項を除く。）を非公開とした実施機関の決定は、妥当である。

ただし、神社明細書の予備欄の非公開部分については、条例第8条第2号に該当するとは認められず、当該部分を非公開とした実施機関の判断は妥当ではない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開審査会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
大森 千夏	弁護士	
鎌谷 郁代	税理士	
喜多 三佳	四国大学経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	会長職務代理者
真鍋 直敬	弁護士	

別表

文書番号及び文書名	非公開部分	該当条項
認証申請書	申請者の印影	条例第 8 条第 1 号
宗教団体であることを証する書類	宮司の印影, 境内地の坪数, 建物の棟数, 祭儀及び行事, 神社本庁統理の印影	条例第 8 条第 2 号
神社明細書	祭儀, 社殿, 境内地, 境内地の坪数, 氏子及び崇敬者数, 由緒, 予備欄	条例第 8 条第 2 号
配置略図・位置略図	なし	
宗教法人設立の公告をしたことの証明書	総代の氏名及び印影	条例第 8 条第 1 号
	宮司の印影	条例第 8 条第 2 号
宗教法人設立公告	代表役員の印影	条例第 8 条第 2 号
申請人が代表権を有することの証明書	神社本庁統理の印影	条例 8 条第 2 号
役員承認受諾書	責任役員の住所, 氏名及び印影	条例第 8 条第 1 号
	代表役員の印影	条例第 8 条第 2 号
宗教法人規則	代表役員の印影, 神社本庁統理の印影	条例 8 条第 2 号